

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES

定 款

改定：2021 年 4 月 1 日

株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 FOOD & LIFE COMPANIES と称し、英文では FOOD & LIFE COMPANIES LTD. と記載する。

(企業理念)

第 2 条 当会社グループは、「VISION（企業として目指す未来）」「PROMISE（お客様への提供価値）」「PRINCIPLES（私たちの行動指針）」を企業理念とする。
当会社グループは企業理念に従い常にお客様の満足度向上を図り、売上最大、経費最小の効率経営を実践することにより、企業価値の永続的な増大と株主価値の向上を目指すものとする。

(目的)

第 3 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 会社の株式及び持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理する業務
- (2) 飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店の経営及び経営コンサルティング、並びに店舗設備、什器備品のリース業
- (3) 飲食店、居酒屋、喫茶店、仕出し弁当店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の営業指導等の経営コンサルティング
- (4) 水産物、農畜産物の加工並びに販売
- (5) 不動産の賃貸、管理
- (6) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 4 条 当社は本店を大阪府吹田市に置く。

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第 6 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、436,000,000株とする。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い、単元未満株式の買取り及び売渡し、株主の権利行使に際しての手續等並びにそれらの手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集権者及び議長)

第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

2. 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席又は代理出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は13名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別してしなければならない。

3. 当社の取締役の選任については、累積投票によらない。

(補欠取締役)

第20条 当社は、会社法第329条第3項に規定する補欠取締役を選任することができる。

2. 前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、その選任時に在任する監査等委員でない取締役の任期の満了すべき時までとする。
3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第25条 取締役会の決議をもって、執行役員を選任し、業務を執行させることができる。

2. 取締役会は、その決議をもって、執行役員の中から役付執行役員を選定することができる。

第5章 取締役会

(取締役会の招集)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議等の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が取締役全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第6章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第32条 当社の会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第 3 3 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 3 4 条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 3 5 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等)

第 3 6 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 3 7 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 3 8 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 9 章 附則

(定款に定めのない事項)

第 3 9 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 4 0 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 1 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。